

広島市発注土木工事における広島県工事中情報共有システムの試行利用について

1. 概要

情報共有システムはインターネットを利用して、受発注者間で工事施工中、業務履行中に関する様々な情報を共有し相互利活用できるシステムである。

2. 利用するシステム

広島県工事中情報共有システム（一般社団法人広島県土木協会（以下、土木協会という。）が提供）
<http://www.hdobokuk.or.jp/kouijiyouthoushisutemu2.html>

3. 対象工事

（1）受注者希望型

全ての土木工事を対象とする。（単価契約を除く）

（2）発注者指定型

設計金額2億円以上の土木工事を対象とする。

4. 利用料

利用料は 68,000 円／件（税抜）

支払いは受注者が土木協会へ行う。

5. 積算方法

共通仮設費率分に含まれているため、別途計上の必要はない。

6. 利用決定

契約後、利用について受発注者間で書面により協議を行う。

7. 実施内容

登録様式として、「工事打合せ簿」、「材料確認書」、「立会書」、「段階確認書」、「工事履行報告書」（以下、工事帳票という。）があるが、「工事打合せ簿」、「工事履行報告書」は原則利用することとし、その他の様式については任意とし、システムを利用して作成、発議、決裁を実施するものとする。なお、以下については従来通り、紙で提出するものとする。

（1）契約関係書類（本書に綴る書類）

（2）施工計画書、出来形管理資料、品質管理資料

（3）原本が紙媒体の書類が含まれる場合（会社印等を押印した書類を含む）

（4）部長以上の決裁が必要な書類

8. 検査

工事帳票は紙に出力せずに、電子データを利用した検査を行うこととする。検査環境はオフラインのため、受注者が情報共有システムから予め工事帳票をパソコン等検査機器にダウンロードし、準備することとする。紙帳票については、従来通り紙で検査をすることとする。

9. 工事帳票の納品

工事帳票は受注者により、完成図及び工事写真とともに電子媒体で納品することとする。

10. 広島市設計図書等データベースシステム（技管データシステム）への成果品登録

広島市設計図書等データベースシステムに登録する成果品は完成図のみとする。

11. 利用に関するアンケート調査

情報共有システム利用に関する検証を行うため、検査終了後、別に定めるアンケートに受発注者は回答し、電子メールで技術管理課(gikan@city.hiroshima.lg.jp)へ提出すること。